

2. 保健事業について

このページは白紙です。

1 健康診査

(1) 健康診査事業

①実施目的

生活習慣病及びフレイル等の早期発見や重症化予防、介護予防、医療費適正化に重点を置くとともに、後期高齢者が自らの健康状態を確認することにより適切な療養の維持、生活の質の確保を基本的な目的としています。

②実施形態

個別健診は、広域連合が実施主体となり、県医師会に委託して、県医師会加盟医療機関にて実施しています。また、集団健診は、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、太地町、古座川町、北山村で実施しています。集団健診を実施している市町村の被保険者は、個別・集団健診を選択して受診しています。

③健診項目

問診（問診項目が令和 2 年度より変更になっています）・計測（身長、体重、BMI、血圧）・診察（身体診察）・血液検査（脂質、肝機能、糖代謝）・尿検査（腎機能）を基本項目とし、詳細健診項目として医師の判断により貧血検査（血色素量、赤血球数、ヘマトクリット）・心電図・眼底検査・クレアチニン検査を行っています。令和2年度よりクレアチニン検査を受診者全員に実施しています（詳細健診対象者以外は追加健診として実施）。

④実施方法

当広域連合から被保険者に受診券を送付し、各自で希望する実施医療機関に予約し受診します（集団健診の場合は市町村役場へ申込み）。受診期間は6月～翌年2月で、自己負担金は無料（平成 29 年度から）です。

⑤受診状況

令和元年度の和歌山県の健康診査受診率は、全被保険者数の 17.6%、対象者の 34.2%とどちらも平成 30 年度より増加しており、令和元年度全国平均受診率（見込）30.5%より上回っています。

⑥その他取組み

平成 30 年度より健診未受診者に対して、個別受診勧奨はがきを送付しています。

令和元年度の実績

勧奨はがき送付数	5,578 人
内受診者	1,017 人（受診率 18.23%）

(2) 健康診査後のフォロー（令和元年度～）

①実施目的

集団健診の結果、特に生活習慣病のリスクが高い医療機関未受診者に対して、医療機関受診勧奨通知を送付し、医療につなぐことで重症化を予防することを目的に令和元年度から実施しています。

②対象

集団健診受診者のうち、検査結果が受診勧奨領域で医療機関未管理者（後期高齢者に対

しても結果説明会等行っている市町村の受診者は除く)。

③実施方法

医療機関受診勧奨通知の送付

④実施結果

平成 31 年 4 月～令和元年 9 月受診分

対象者	13 名	
受診者	3 名	受診率 23.1%
未受診者	10 名	

令和元年 10 月以降受診分については、対象者を 7 名抽出しましたが案内時期が新型コロナウイルスによる緊急事態宣言発令のため実施していません。

(3) 今後の取組

健康診査について、受診率の向上を図るために市町村と協力のもと、より受診しやすい環境づくりを目的に市町村の集団健診の実施市町村数を増やしていきたいと考えています。また、健診受診に対する意識づけのための、広報活動や個別の受診勧奨等を引き続き実施していきます。

和歌山県後期高齢者医療健康診査受診状況

健康診査受診状況（年度別）

事項	対象者数	受診者数	受診率	受診率(国)
平成26年度	71,639人	15,096人	21.1%	26.0%
平成27年度	72,037人	17,050人	23.7%	27.6%
平成28年度	73,411人	17,637人	24.0%	28.0%
平成29年度	79,010人	23,316人	29.5%	28.8%
平成30年度	80,642人	25,385人	31.5%	28.9%
令和元年度	83,035人	28,368人	34.2%	(見込) 30.5%

※受診率は、長期入院、施設入所、生活習慣病治療中の方を除外して算出しています。

令和元年度健康診査事業受診状況（市町村別）

事項	被保険者数	受診者数	受診率
和歌山市	55,978人	12,283人	21.9%
海南市	10,197人	1,772人	17.4%
橋本市	10,035人	1,799人	17.9%
有田市	4,800人	838人	17.5%
御坊市	3,809人	621人	16.3%
田辺市	13,234人	1,627人	12.3%
新宮市	5,753人	767人	13.3%
紀の川市	10,248人	1,818人	17.7%
岩出市	5,393人	1,219人	22.6%
紀美野町	2,350人	367人	15.6%
かつらぎ町	3,561人	550人	15.4%
九度山町	1,111人	189人	17.0%
高野町	795人	89人	11.2%
湯浅町	2,077人	230人	11.1%
広川町	1,137人	165人	14.5%
有田川町	4,866人	542人	11.1%
美浜町	1,422人	199人	14.0%
日高町	1,260人	195人	15.5%
由良町	1,145人	213人	18.6%
印南町	1,544人	310人	20.1%
みなべ町	2,180人	219人	10.0%
日高川町	1,973人	168人	8.5%
白浜町	4,325人	655人	15.1%
上富田町	2,064人	406人	19.7%
すさみ町	1,129人	120人	10.6%
那智勝浦町	3,474人	389人	11.2%
太地町	780人	70人	9.0%
古座川町	840人	127人	15.1%
北山村	136人	31人	22.8%
串本町	3,932人	390人	9.9%
計	161,548人	28,368人	17.6%
対象除外者	78,513人	(生活習慣病治療中、施設入所、長期入院の方)	
対象者	83,035人		34.2%

健康診査受診状況（支払ベース）

事項	令和元年度	令和2年度
対象者数	161,548人	163,084人
6月支払	140人	149人
7月支払	231人	15人
8月支払	1,326人	1,223人
9月支払	4,540人	4,184人
10月支払	3,695人	3,752人
11月支払	2,642人	2,516人
12月支払	2,740人	3,143人
1月支払	3,042人	3,661人
小計	18,356人	18,643人
受診率	11.4%	11.4%

2 歯科健康診査

(1) 事業概要

①実施目的

歯・歯肉の状態や口腔内の衛生状態に問題がある高齢者や、口腔機能の低下の恐れがある高齢者をスクリーニングし、詳しい検査や治療等につなげることで、口腔機能の維持・向上、全身疾患の予防等を実現することを目的としています。

②実施形態

広域連合が実施主体となり、県歯科医師会に委託して、県歯科医師会加盟医療機関にて実施しています。

③健診項目

問診・口腔内診査（歯の状態、歯周組織の状況、口腔衛生状況、噛み合わせ、口腔乾燥、粘膜の異常）・口腔機能検査（咀嚼（噛む）能力、舌機能、嚥下（飲み込み）機能）です。

④実施方法

広域連合から、前年度末時点で 75 歳、80 歳、85 歳及び 90 歳以上の被保険者に受診券を送付し、各自で希望する実施医療機関に予約し受診します。受診期間は 6 月～翌年 2 月で、自己負担金は無料です。

⑤受診状況

令和元年度の受診者数は3,314人で、受診率は6.6%でした。平成28年度の健診開始以降受診率は横ばい状態となっています。

(2) 今後の取組

受診率向上のための、広報活動や被保険者に対する通知等に加え、令和 3 年度より個別受診勧奨等を実施していきたいと考えています。

和歌山県後期高齢者医療歯科健康診査受診状況

健康診査受診状況（年度別）

事項	対象者数	受診者数	受診率
平成28年度	48,375人	3,029人	6.3%
平成29年度	50,367人	3,190人	6.3%
平成30年度	51,278人	2,974人	5.8%
令和元年度	50,629人	3,314人	6.6%

和歌山県後期高齢者医療歯科健康診査受診状況

令和元年度歯科健康診査事業受診状況（市町村別）

事項	被保険者数	受診者数	受診率
和歌山市	16,888人	1,475人	8.7%
海南市	3,276人	206人	6.3%
橋本市	3,105人	223人	7.2%
有田市	1,472人	65人	4.4%
御坊市	1,181人	73人	6.2%
田辺市	4,167人	181人	4.3%
新宮市	1,827人	79人	4.3%
紀の川市	3,214人	199人	6.2%
岩出市	1,559人	121人	7.8%
紀美野町	800人	25人	3.1%
かつらぎ町	1,128人	85人	7.5%
九度山町	386人	21人	5.4%
高野町	278人	8人	2.9%
湯浅町	666人	70人	10.5%
広川町	364人	25人	6.9%
有田川町	1,637人	72人	4.4%
美浜町	451人	22人	4.9%
日高町	381人	19人	5.0%
由良町	389人	15人	3.9%
印南町	543人	24人	4.4%
みなべ町	767人	31人	4.0%
日高川町	664人	33人	5.0%
白浜町	1,396人	41人	2.9%
上富田町	635人	29人	4.6%
すさみ町	385人	14人	3.6%
那智勝浦町	1,127人	65人	5.8%
太地町	280人	4人	1.4%
古座川町	307人	14人	4.6%
北山村	31人	0人	0.0%
串本町	1,325人	75人	5.7%
計	50,629人	3,314人	6.6%

令和元年度歯科健康診査受診状況（年齢別）

対象年齢	対象者数	受診者数	受診率
75歳	12,707人	1,528人	12.0%
80歳	8,930人	765人	8.6%
85歳	7,597人	440人	5.8%
90歳以上	21,395人	581人	2.7%
計	50,629人	3,314人	6.6%

歯科健康診査受診状況（支払ベース）

事項	令和元年度	令和2年度
対象者数	50,629人	49,943人
7月支払	774人	659人
8月支払	585人	416人
9月支払	329人	213人
10月支払	317人	220人
11月支払	288人	281人
12月支払	210人	245人
小計	2,503人	2,034人
受診率	4.9%	4.1%

3 ドック健診事業費補助金

(1) 事業概要

①実施目的

市町村が行うドック健診に要する費用について助成することにより、疾病の早期発見及び早期治療に役立て、後期高齢被保険者の健康保持増進を図ります。

②実施形態

和歌山県下20市町村（令和2年度）が実施する人間ドッグ及び脳ドッグ健診に対し、補助金を交付しています。また、受診結果を提供（特定健診等データ管理システムに登録）することで、健康診査の受診率の向上を図るとともに、保健事業のために活用していきます。

③補助金交付実績

交付年度	交付者数	交付額	交付対象市町村数
平成 29 年度	1,491 人	37,497,124 円	20 市町村
平成 30 年度	1,537 人	37,499,989 円	20 市町村
令和元年度	1,526 人	27,502,643 円	20 市町村

(2) 財源

ドック健診補助事業については、全額国の特別調整交付金を活用してきましたが、平成 30 年度から令和 3 年度までの 4 か年で段階的に廃止されます。

①交付上限額

- ・令和 2 年度：平成 29 年度の交付額の 4 分の 1 を交付上限
- ・令和 3 年度：助成廃止

②今後の交付額

- ・令和 2 年度：37,497,124 円 × 1/4 = 9,374,000 円
- ・令和 3 年度：助成廃止

(3) 今後の方針

ドック健診補助事業については、国の特別調整交付金（長寿・健康増進事業）が令和3年度には廃止されることから、事業を進めていく上での財源を次の補助金交付案に基づき実施します。

【補助金交付案】

補助率については、補助対象額から特別調整交付金を除く費用に対し1/2を補助します。但し、広域連合全体の補助金交付上限額を37,500,000円とし、令和3年度からは1件当たりの補助金交付上限額を20,000円とします。

なお、補助交付上限額を超えて実績があった場合については、当広域連合の予算の範囲内を按分して交付します。

	補助対象額 (自己負担金除く)	特別調整交付金	広域連合(1/2)	市町村(1/2)	備考
平成30年度	37,500,000円	28,125,000円	9,375,000円	0円	減額分広域連合全額負担
令和元年度	48,169,000円	18,749,000円	14,715,000円	14,715,000円	
令和2年度	26,000,000円	9,375,000円	8,313,000円	8,313,000円	
令和3年度	75,000,000円	0円	37,500,000円	37,500,000円	

市町村別ドック健診受診者数

	市町村名	内 容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
1	和歌山市	日帰り人間ドック	428人	468人	467人	525人	640人	650人
2	海南市	日帰り人間ドック	69人	64人	95人	66人	118人	—
3	橋本市	脳ドック	20人	20人	20人	20人	19人	20人
4	有田市	日帰り人間ドック・脳ドック	5人	9人	12人	14人	19人	31人
5	御坊市	日帰り人間ドック	25人	29人	34人	30人	38人	47人
6	田辺市	日帰り人間ドック・脳ドック	423人	357人	356人	360人	236人	382人
7	新宮市	脳ドック	—	10人	10人	10人	—	10人
8	紀の川市	脳ドック	29人	29人	29人	29人	29人	25人
9	岩出市	日帰り人間ドック	14人	9人	11人	10人	11人	11人
10	かつらぎ町	日帰り人間ドック	26人	26人	21人	23人	21人	24人
11	九度山町	1泊人間ドック	0人	0人	0人	0人	0人	10人
12	湯浅町	人間ドック・脳ドック・ 1日ドック	22人	19人	18人	19人	26人	26人
13	広川町	脳ドック	9人	9人	10人	10人	7人	11人
14	有田川町	日帰り人間ドック・脳ドック	97人	101人	119人	122人	111人	118人
15	美浜町	日帰り人間ドック	17人	20人	29人	30人	29人	45人
16	日高町	日帰り人間ドック	15人	11人	16人	19人	25人	30人
17	印南町	脳ドック	37人	39人	45人	40人	—	—
18	日高川町	日帰り人間ドック	15人	17人	18人	24人	21人	30人
19	白浜町	日帰り人間ドック	105人	111人	120人	124人	125人	120人
20	上富田町	帰りドック・1泊ドック 脳ドック	44人	48人	58人	57人	49人	65人
21	太地町	脳ドック	3人	5人	3人	5人	2人	5人
22	北山村	日帰り人間ドック・脳ドック	0人	0人	0人	0人	0人	4人
	合 計		1,403人	1,401人	1,491人	1,537人	1,526人	1,664人

4 重複及び頻回受診者・重複投薬者相談指導事業

(1) 事業概要

①実施目的

対象となる被保険者を訪問または電話し、適正な受診・投薬の勧奨を行うことにより、健康の維持増進、医療費の適正化を図ります。

②実施形態

当広域連合が実施主体となり、各市町村及び業者（令和2年度～）に委託し事業を行っています。

③実施方法

広域連合がレセプト情報から指導候補者（重複受診者・頻回受診者）を抽出し、保健師・看護師等が1人の対象者につき原則2回の指導を行います。

【重複受診者】同一傷病について、同一診療科目の保険医療機関を1か月につき3か所以上受診し、その状態が3か月以上継続している者であって、保健指導及び助言が必要なもの。

【頻回受診者】同一傷病について、同一診療科目の保険医療機関を1か月につき10日以上受診し、その状態が3か月以上継続している者であって、保健指導及び助言が必要なもの（※令和2年度から15日以上に変更）。

④令和元年度の実績

市町村	重複受診者			頻回受診者			合計	
	対象者	指導者数		対象者	指導者数		指導者数	
		実人数	延べ人数		実人数	延べ人数	実人数	延べ人数
岩出市	4	0	0	106	2	3	2	3
かつらぎ町	11	11	13	24	18	20	29	33
高野町	1	0	0	6	0	0	0	0
美浜町	3	0	0	33	0	0	0	0
印南町	0	0	0	6	5	6	5	6
太地町	0	0	0	5	5	10	5	10
広域連合	10	2	2	—	0	0	2	2
合計	29	13	15	180	30	39	43	54

(2) 今後の取組

市町村の保健師・看護師等の人材不足等により事業委託が難しい状況が続いていますが、令和2年度は、岩出市・高野町・湯浅町・美浜町・印南町・太地町の6市町に加え、業者への委託（実施6市町を除く）を開始しています。

業者委託分の対象者については、従来から実施の重複・頻回受診者に加え重複服薬者（2か月以上「2医療機関以上3剤以上」投薬のもの）への指導も実施しています。

5 後発医薬品（ジェネリック）差額通知

(1) 事業概要

①実施目的

先発医薬品から後発医薬品へ切り替えることで、薬剤費自己負担額の軽減が見込まれる被保険者に対し通知することにより、被保険者の意識を高めるとともに、後発医薬品の普及を促進し、患者負担の軽減や医療費適正化を図ります。

②実施形態

当広域連合が事業主体で、国民健康保険団体連合会に委託しています。

③実施方法

1 か月に調剤薬局で 14 日以上の薬剤（腫瘍用剤、精神神経用剤は除く）処方を受けていて、後発医薬品を利用した場合の自己負担額が 200 円以上軽減される可能性がある被保険者に年 2 回（8・11 月）、後発医薬品を利用した場合の自己負担額の差額を対象被保険者あてに通知しています。

また、令和 2 年 11 月発送より抽出条件を見直し、医科レセプトを加えて抽出し、8 月発送時の重複者を除外しています。

④年度別差額通知書送付件数

年 度	送付件数		数量シェア
	8 月	1 1 月	
平成30年度	11,962件	10,241件	70.1%
令和元年度	10,008件	9,714件	73.0%
令和2年度	16,541件	10,546件	74.3%

※数量シェアは各年度末時点。令和2年度は12月時点

(2) 今後の取組

国の方針では、後発医薬品数量シェアを令和 2 年 9 月までに 80%以上の目標を定めていましたが、令和 2 年 9 月時点の数量シェアは 78.3%と僅かに届かず、新たな目標を今年度末までに設定するとされています。

当広域連合でも国の動向を注視し、後発医薬品の使用促進のためより効果的に実施できるよう、通知する対象者の抽出条件等を検討し継続的な啓発に取り組んでいきます。

6 糖尿病性腎症重症化予防事業

(1) 事業概要

①実施目的

和歌山県後期高齢者では、透析新規導入者において糖尿病等生活習慣病を原因とする者の割合が約 2/3 と高い状態にあります。

そこで、適切な医療の管理のもと、糖尿病性腎症の発症や重症化を予防することにより、腎機能の悪化や人工透析導入を遅延させることを目的とし令和元年度から実施しています。

②対象

健診結果にて①HbA1c6.5%以上かつ、②腎機能低下（尿蛋白（+）以上またはeGFR45ml/ min/1.73 m²未満）があり、③レセプトデータ（糖尿病）がない者（認知症・慢性腎不全等のものおよび90歳以上の者は除く）

③実施方法

広域連合にて対象者を抽出し、医療機関受診勧奨パンフレットおよび連絡票（対象者が医療機関に渡し医療機関が所定の事項を記入し広域連合に送付する）を送付する。

返信がないものに対しては、受診状況を確認し、必要であれば再勧奨を行う。

④実施結果

対象者	24人	
受診者	18人	勧奨後受診率 75.0%
未受診者	6人	内5人に訪問指導を実施

※対象者は H30 年度健診結果より抽出

7 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について

(1) 背景

75 歳以上に到達すると、それまで加入していた国民健康保険制度から、後期高齢者医療制度に移動することになっています。この結果、保健事業の実施主体についても市町村等から後期高齢者医療広域連合に移ることとなり、74 歳までの国民健康保険制度の保健事業と 75 歳以降の後期高齢者医療制度の保健事業が、適切に継続されてきませんでした。

また、高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的なつながりが低下するといったフレイル（＝虚弱）状態になりやすい等、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有しています。しかしながら、高齢者保健事業は広域連合が主体となって実施し、介護予防は市町村が主体となって実施していました。

このような状況の中で、市町村は、市民に身近な立場からきめ細やかな住民サービスを提供することができ、介護保険や国民健康保険の保険者であるため保健事業や介護予防についてもノウハウを有すること等から、高齢者の心身の特性に応じてきめ細やかな保健事業を行うために、個々の事業において広域連合が市町村に委託できるように法が整備されました。

(2) 一体化での広域連合の役割

広域連合においては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を効果的かつ効率的に進めるため、後期高齢者医療の保険者として域内の高齢者保健事業の方針や連携内容を明確にした上で、その方針等に基づき構成市町村に保健事業の実施を委託し、介護予防の取組等との一体的な実施を進めていきます。

(3) 委託事業内容

① 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

下記ア～ウのいずれか一つ以上の実施

ア 低栄養防止・重症化予防の取組

低栄養、筋量低下、口腔機能低下等の予防のため、医療専門職（保健師・歯科衛生士・管理栄養士）による立ち寄り型の相談や訪問相談・保健指導等を実施する。

イ 重複・頻回受診者、重複投薬者等への相談・指導の取組

レセプト情報等により抽出した重複・頻回受診者、重複投薬者、併用禁忌薬がある者及び多量投薬者に対する、医療専門職による訪問指導を実施する。

ウ 健康状態が不明な高齢者の状態把握、必要なサービスへの接続

KDBシステム等から抽出した、医療や介護サービス等につながっておらず健康状態が不明な高齢者や閉じこもりの可能性がある高齢者等に対し、アウトリーチ支援を行い、必要なサービスにつなげる。

② 通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）

通いの場等において、医療専門職（保健師・歯科衛生士・管理栄養士）が下記ア～ウすべての健康教育、健康相談等を実施。

ア フレイル予防の普及啓発活動、運動・栄養・口腔等の健康教育・健康相談、事業メニューや教材、運営方法など取組の充実に向けたアドバイス等

イ 後期高齢者の質問票の活用や血圧・体力測定等、その結果に応じた保健指導・支援等

ウ 個々の状態に応じた、健診や医療の受診勧奨、介護サービス等の利用勧奨等

※当事業については令和 2 年度から各市町村の状況に合わせて令和 6 年度までに開始予定

令和2年度 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施市町の状況

令和2年度 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施一覧

市町村	海南市	田辺市	那智勝浦町
事業開始年月	R2年4月	R2年10月	R2年10月
日常生活圏域数	3	5	2
取組を実施する日常生活圏域数	3	1	1

○海南市の実施内容（計画）

①高齢者に対する個別アプローチ（ハイリスクアプローチ）

取組内容	重症化予防 (糖尿病性腎症)
	過去及び当該年度に糖尿病の治療を受けており、当該前年度特定健診結果から空腹時血糖126mg/dl以上またはHbA1c6.5%以上かつ尿蛋白(+)以上もしくは、eGFR45未満の者(1型糖尿病は除く)で、かかりつけ医が保健指導プログラムへの参加を推奨する者に対し和歌山県糖尿病性腎症予防プログラムに基づく保健指導を実施。

②通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）

取組内容	ア フレイル予防などの健康教育・健康相談の実施
	・通いの場において、低栄養などの地域の課題に対応した健康教育や健康相談を実施。
	イ 高齢者の健康やフレイル状態の把握とそれに応じた支援の実施
	・質問票の活用や体力測定会等健康チェックの機会を設けて、高齢者の健康状態や低栄養や筋力低下等フレイルの状況等を総合的に把握し、状態に応じた保健指導を実施する。
	ウ 必要に応じた健診・医療の受診勧奨や介護サービスの利用勧奨
	・ア.の健康相談やイ.の健康チェック等で見つかった支援の必要な高齢者に対して、KDB等のデータを分析したうえで必要に応じ健診や医療の受診勧奨や地域包括支援センターへの相談、介護サービスの紹介などを実施する。
	上記アからウ以外の取組 (新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて実施した取組等)
	<ul style="list-style-type: none"> ・健康運動指導士と一緒に自宅でできる運動動画をYou-Tube高齢介護課チャンネルで配信。今後、運動・脳トレメニューを増やししながら配信予定 ・通いの場参加者へのフレイル予防に関する郵送での情報提供および電話フォロー ・高齢者を対象とした教室における感染症予防に関する情報提供 ・通いの場の再開にあたり感染症予防対策のチェック及び情報提供を実施

○田辺市の実施内容（計画）

①高齢者に対する個別アプローチ（ハイリスクアプローチ）

取組内容	重症化予防 (糖尿病性腎症・その他生活習慣病)
	<p>当該年度健診結果で①和歌山県糖尿病性腎症予防プログラムに基づき継続的な保健指導及び未受診者に受診勧奨を実施。また、質問票により栄養・口腔状態等に問題がある者には同時に指導内容を拡充して実施。</p> <p>対象者：空腹時血糖126mg/dl以上またはHbA1c6.5%以上または糖尿病で治療中かつ尿蛋白(+)以上またはeGFR45未満の者でかかりつけ医が保健指導プログラムへの参加を推奨する者</p> <p>②下記基準に該当する医療機関未受診者に対し、文書及び訪問等による受診勧奨を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高血圧(収縮期血圧160mmHg以上 あるいは 拡張期血圧100mmHg以上) ・男性の高LDLコレステロール血症 (LDL-コレステロール180mg/dL以上) ・糖尿病 (HbA1c(NGSP)6.5%以上 又は 空腹時血糖 126mg/dL以上) ・腎臓病 (尿たんぱく(1+)以上) 又は eGFR45 mL/分/1.73㎡未満)

②通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）

取組内容	ア フレイル予防などの健康教育・健康相談の実施	・通いの場（シニアエクササイズ自主会等）において、低栄養、フレイル予防などの地域の課題に対応した健康教育や健康相談を実施。
	イ 高齢者の健康やフレイル状態の把握とそれに応じた支援の実施	・質問票の活用や体力測定会等健康チェックの機会を設けて、高齢者の健康状態や低栄養や筋力低下等フレイルの状況等を総合的に把握し、保健指導等に活用する。
	ウ 必要に応じた健診・医療の受診勧奨や介護サービスの利用勧奨	・通いの場での質問票等より見つかった支援の必要な高齢者に対して、健診や医療の受診勧奨や地域包括支援センターへの相談、介護サービスの紹介などを実施する。
	上記アからウ以外の取組（新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて実施した取組等）	

○那智勝浦町の実施内容（計画）

①高齢者に対する個別アプローチ（ハイリスクアプローチ）

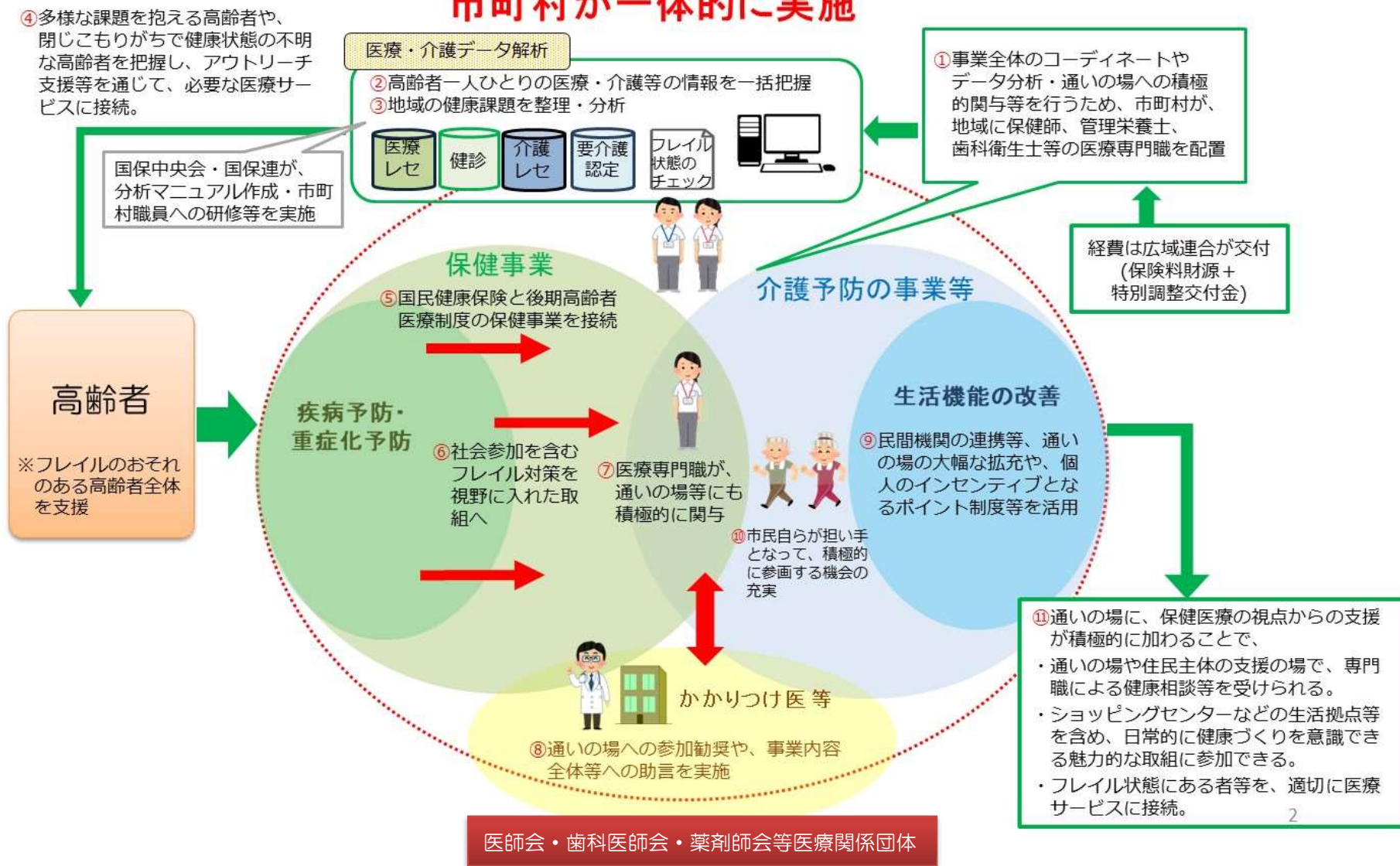
取組内容	健康状態不明者対策	後期高齢者医療保険被保険者の中から、前年度において、健診未受診かつ医療機関未受診の者（要介護・要支援認定者、住所地特例該当者、施設入所者は除く）を抽出。個別訪問により後期高齢者の質問票や聞き取りから保健師がフレイルに該当すると判断した人には保健指導や関係機関につなぐ等の介入を行う。また、健診・医療機関未受診の理由を聴取する。
------	-----------	---

②通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）

取組内容	ア フレイル予防などの健康教育・健康相談の実施	・通いの場において、地域の課題に対応した健康教育や健康相談を実施。
	イ 高齢者の健康やフレイル状態の把握とそれに応じた支援の実施	・後期高齢者質問票の活用や体力測定会等健康チェックの機会を設けて、高齢者の健康状態や低栄養や筋力低下等フレイルの状況等を総合的に把握し、保健指導等に活用する。
	ウ 必要に応じた健診・医療の受診勧奨や介護サービスの利用勧奨	・ア.の健康相談やイ.の健康チェック等で見つかった支援の必要な高齢者に対して、健診や医療の受診勧奨や地域包括支援センターへの相談、介護サービスの紹介等を実施する。
	上記アからウ以外の取組（新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて実施した取組等）	・通いの場参加者へのフレイル予防に関する郵送での情報提供および電話フォロー ・広報誌へのフレイル予防に関する記事掲載 等

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（市町村における実施のイメージ図）

市町村が一体的に実施



このページは白紙です。